

平成22年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第4日目)

平成22年 3月12日(金曜日)

午前9時30分開議

第40 一般質問

出席議員（9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八木欽光君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
水道課長	竹村治実君
子育て支援センター開設準備室長	菅野宏君
教育長	山田日出夫君
管理課長	上野敏夫君
社会教育課長	小野良次君
幼稚園・保育園事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局主任	小林央君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆様、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

一般質問

議長（橋本憲治君） 日程第39、一般質問を継続いたします。

5番、小林一甫君の発言を許します。

5番、小林一甫君。

5番（小林一甫君） 5番、小林です。通告書に基づきまして、質問させていただきます。

まず、1点目は、町政執行方針についてであります。

平成22年度は、菊池町政にとって1期目の最終年になる年度であります。「みんなで創る訓子府の元気」「訓子府の底力でふるさとの未来をひらく」「町民こそが主役」「町民福祉の増進を図る」ことを基本理念として推進してきたことは、町民の方も認めるところであります。

しかし、厳しい財政状況の中で、いかに計画した事業を完遂させるかは、町長の手腕にかかっていると考え、町政執行方針の7本の柱について何点かお伺いをいたします。

まず、1点目につきましては、スポーツ教室の開催やスポーツ少年団などへの支援の考え方について。

2点目といたしましては、津野町との姉妹町交流事業の考え方について。

3点目は、農業者の花嫁、花婿対策としての農業担い手推進協議会への今後の支援について。

以上、3点について、お伺いをいたしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、町政執行方針について、大きく3点のお尋ねをいただきました。ご存じかとは思いますが、スポーツに関する行政的な主幹は教育委員会行政でございます。しかし、総括的な町政執行方針の中で述べておりますので、私から概要を説明し、詳しくは、また再質問の中で教育委員会に答弁をさせていただこうと考えているところでございます。

まず、1点目の「スポーツ教室の開催やスポーツ少年団などへの支援の考え方について」のお尋ねでございます。スポーツは、体を動かすことによって、爽快感、達成感、連帯感など精神的な充足や楽しさ、喜びを与え、健康の保持増進、体力の向上に資するものでございます。とりわけ、子どもたちにとりましては、人間形成に大きな影響を与えるなど、心身の両面にわたる健全な発達を促すものであります。

平成21年度、教育委員会が開催しましたスポーツ教室につきましては、回数は95回、参加人数は延べ1,771名が参加しています。

また、本町のスポーツ少年団については、現在8つの団体が活動しています。団員数は約240名が在籍しており、平成20年度の各少年団の活動回数は、延べ810回にもなっております。指導員、保護者など地域のご協力によりまして、活発に活動しておりますところはご承知のとおりでございます。

町民がスポーツにふれあう社会体育活動のあり方を今後とも後退することなく、支援を継続してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、2点目の「津野町との姉妹町交流事業の考え方」についてのお尋ねですが、議員ご承知のとおり、平成13年に旧東津野村と「姉妹まち締結」を行い、平成17年に旧葉山村との市町村合併を行った後も姉妹町交流を行っているものでございます。

平成5年の高知県知事から交流市町村の紹介を経てから、はや17年、現在まで両町で延べ479人が交流を行っております。特に、平成20年度からは、事業の一部見直しを行い、両町の将来の架け橋となる小学6年生による交換留学を行ってきたところでございます。

平成21年度は、交換留学に加え、本町の特産品の一つである馬鈴薯や玉ねぎのPRと普及を兼ねスノーマーチ生産者団体の協力を得て、津野町の産業祭りに参加をしてきたところであります。

その成果もありまして、今月から津野町の道の駅で本町の農産品を中心とした特産物の展示販売を試行的にはじまりました。平成22年度には、高知市内でアンテナショップを開設し、本町の特産品を継続的に販売する計画もございます。

このようなこと一つを見ても、姉妹町交流にはJAきたみらいや生産者、高知県人会など多くの方の協力をいただきながら交流が躍動し始めた感じも受けており、今後は子どもたちの交流だけにとどまらず、産業交流、文化交流、さらには町民の交流など、本町開拓の礎を築いた津野町とはさらに積極的な交流を展開してまいりたいと考えているところでございます。

次に3点目の「農業者の花嫁、花婿対策としての農業担い手推進協議会への今後の支援の考え方について」でございます。本町における農業者の花嫁、花婿対策は、ご承知のとおり担い手相談員、農協青年部、フレッシュミズ、農協女性部の各代表者、保健師、普及センター・JA・町の各職員で構成する「訓子府町農業担い手推進協議会」が行なっております。

担い手推進協議会では、とりわけ担い手相談員が中心となり農業実習生の受入、農業後継者実態を把握するための戸別訪問による意識調査や農協青年部主催の「女性との交流会」への支援を行っているところでございます。

その結果、農業実習生の成婚や交流会で知り合い結婚に結びつくなど、少しずつではありますが成果もみられております。

また、未婚後継者の配偶者対策だけでなく、結婚された農業後継者への支援として「担い手カップル激励会」を毎年開催し、同じ農業を行なう若者夫婦への激励と交流の場を設けているところでございます。

酪農後継者の配偶者対策へも結びつくことから、本年度から再び「酪農実習生受入協議会」への支援も行なってまいります。

いずれにいたしましても、農業者の花嫁、花婿対策は農業の町、訓子府町におきまして

は、重要な施策の一つと考えておりますので、農業後継者の配偶者対策を担っております「農業担い手対策推進協議会」の運営が円滑に行なわれ、一人でも多くカップルが誕生し魅力ある農業経営がなされ、本町の農業発展に結びついていくよう、引き続き支援をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） ただいま、答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

今回の再質問は、所管が重複する部分もありますので、関係する所管で答弁をいただきたいと思います。

昨日の河端議員の質問の中で、子どもたちの体力の低下問題が出ておりました。北海道は全国でも最下位に近い位置にあると教育長の答弁でありました。小学生、中学生の時が基礎体力向上へ一番大事な時であり、少子化が進んでいる今、体力をつくるべき方法の1つであるスポーツ少年団に入団する子どもたちが少なくなっています。体力低下が学力にも影響があるとも言われており、今、取り組まなければ悔いを残すことにならないのか心配するところであります。少子化対策を含め慎重な対応をしていただきたいと思います。私が言いたいことは、経費がかかるから施設を縮小する廃止することが話題になりますが、果たして、子どもたちが望んでいるかということであります。何年前には、冬期間、レクリエーション公園の中に作られていたスケートリンクも廃止になったり、また、人数が少ないから廃部になったクラブもあると聞いております。町長が支援を打ち出している町政執行方針とは違う方向に向かっているのかと思いますが、まず、この点について、お伺いをいたしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 今、子どもたちの体力低下、学力低下への関連も含めて、ご質問がありました。確かに私どもが考えているのは、体力、学力ともに健やかにお子さんたちが育っていただきたい。そのための手助けをするのが私どもの仕事だと理解しております。少子化の中、生活様式が多様化する中で、体を動かすことへの機会の減少が学校生活のみならず、生活全体を通じて起きているのではないかと心配しております。スポーツ少年団に集うお子さんたちの数も少しずつ減ってきておりますし、例を挙げますとスケート少年団は、輝かしい伝統と実績を誇っておりますが、訓小学区でスケートをされるお子さんは激減しております。その中で、スケートリンクは、居武士小学校へ統合しましたが、この原因はひとり学校にあるのではない。学校は対応を考えるとございまして、もっと低年齢のうちから、この問題の原因は始まっているのではないかと考えております。その点では、保育所、幼稚園、今般、開設されます子育て支援センターも含め、いかに子どもを健全に育むかということについて、改めて、行政全体で考え直す時期にきているという認識も持っておりますので、熟慮しながら家庭とも協力し、スクールサポーターなどに見られます地域とも連携を図りながら、全体的な対応をしていきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） ただいま、教育長から、ご答弁があり、低年齢のうちから、環境づくりをしていかなければならないという答弁でございましたが、実際にやはり施設がなければ低年齢のうちから、例えば、小さくてもいいですので、本当に町の中心近いところ

にそのような施設があれば、子どもたちも利用しやすく、また、小さいうちから氷になじみ、将来的に、欲を言えば、今回、バンクーバーオリンピックのような場面に出来るようなことを徐々にでもよろしいですから、少しずつやはりそのような環境を整えていただきたいと思います。今回、オリンピックの中でも、非常にメダルは参加人数の割には少なかった。今までお家芸であったショートスケートでも、今回はメダルが取れなかったことも、何かそこら辺に原因があるのかというような考えをいたします。できれば、小さいうちからの環境づくりを少しずつやっていただき、将来的には、町民がこぞって応援できるような子どもたちを育てていていただきたいと考えております。ぜひ、そのような部分をご期待いたしたいと思います。

次に、体力づくりと直接関係のある部分であります。近隣の学校で、ここ何年かのうちに、武道に対する考え方が変わってきたのかどうか分かりませんが、武道を取り入れる中学校が増えてきているということではありますが、本町においては、今後どのような考え方で取り組んでいくのかお伺いをいたしたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 特に、中学校だと思っておりますが、武道の取り組み方についてお尋ねがございました。新学習指導要領の中で、道徳と並び武道の記述が改正され、重視していくということになりました。これは心身の健全な発達ということからきております。訓子府中学校におきましても、相撲、剣道、柔道とありますが、非常に親しみやすく、指導しやすい。そして、事故等の少ない科目ということで新年度から柔道を導入する予定であります。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） 武道の関係につきましては、今年度から柔道を取り入れるということになります。ほかの学校では剣道や特殊だと思っておりますが、相撲を取り入れるという学校もあるようでございますので、ぜひ、やはり北海道でも体力的に全国のトップレベルまで上がっていただくような取り組みを、ぜひやっていただきたいと思います。

次に、移らせていただきます。津野町交流の関係でお伺いをいたしたいと思っております。先ほど町長のほうからも小学生の交流のお話があったわけではあります。私もお迎えしたり、送ったりし、感じるところがあるのですが、当初は、おどおどしており、農家など家庭に入って務まるのかというような考えを持っていたのですが、帰る時期になり、本町の庁舎前で、挨拶を聞きますと非常に、人間的に大きくなって帰られていることを考えた時には「この事業をやってよかった」との考えをもったところであります。この事業につきましては、今後も継続し実施するべきだと思いますが、一般家庭に入ることによって、向こうの父兄も心配することがあると思いますが、その点もやはりこちらの方から、きちんと説明し受け入れしていくべきだと思いますが、老婆心でそんな必要はないのではないかとわれれば、そうかもしれませんが、そのような細かなことも十分把握しながら、この事業に取り組んでいただきたいと思っております。今年度は、新たな事業で「神楽訪問」というものをあげておまして、120万5,000円、昨年度より37万5,000円のプラス予算計上ではあります。具体的な中身について、説明できるものがあれば、予算審議の中で確認してはと言われれば、そのとおりだと思いますが、説明できるものがあれば、伺いたいと思っております。

それと誠に申し訳ありませんが、今年 11 月にある神楽訪問事業の正式名称がわかれば教えていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 最後の部分のお尋ねでございますが、神楽訪問事業の正式名というのはまだ決まっておりませんが、旧東津野村で行われている神楽に派遣する部分で、予算が増えた部分でございますが、これについては、一般町民の方を対象に、少し航空運賃の関係で多少変わるかもしれませんが、今の計画時点では、概ね 10 名ぐらいの方を一般公募し助成して行きたいということでございます。通常期の料金で大体、2泊3日ぐらいですと 15、16 万円かかるのですが、時期の早割りで行くと値段の変動もかなりあると思いますので、概ねその半分の助成をすれば、それぐらいのお金で行けるという部分で、概ね 10 名と考えております。公募については、これからです。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5 番（小林一甫君） まだ、正式名がわからないということではありますが、一般の方から 10 名程度の公募ということではありますが、今回、この神楽訪問事業の関係で、ぜひ聞いていただきたいと町民の方から言われましたので、お伺いいたしますが、元実践会長の集まりの中で、各何年会というグループがございます。そのグループの中で、今回、そのような事業があればぜひ参加したいと考えているため、ぜひ聞いてくれないかということでありましたので、お伺いしているのですが、今回、10 名程度は、人数的に町が考えている中では、妥当と思うのですが、実際に、そのグループの人にお話を聞きますとやはり今まで 3 年間積立をして、方々に旅行をしていた。今回は、特にそのような事業があるのであれば、津野町におじゃまし神楽を見させていただき参加したいということになります。そのグループの人数は大体 20 人を超えているかと思いますが、予算が予算ですので、人数が多くなれば、その人数で割っていかなければならないというようなこととなります。そのようなことで、もしも人数が増えても、その頭割りの中で、参加を認めていくのかどうかも含めてお伺いをいたしたい。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 実は、最初の答弁でもお話をさせていただきましたが、私が町長になって、未来の架け橋として、子どもたちに託そうということで、お互いの交流をそこから始めようかということが 1 つです。

さらに、産業交流もやはりすべきであり、お互い農業のまちということで、農業の産業交流を今年からというよりも 21 年度から、実ははじまっています。22 年度からは、正式に道の駅やあるいは高知市内で行っていくなど、少しずつ輪を広げていく。去年、スノーモーチを持参し、生産者代表 2 名も一緒に参加していただいて、大変好評で向こうの町民からも大変喜ばれたことをさらに広げていきたい。

もう 1 つは、一般町民の方の町民交流が、やはり大事ではないのかということで、とりわけ、去年、訪問された津野町の町長や議員から、実は、旧東津野村で今年、神楽が 8 つあり、従来は、ばらばらに神楽をやっていたが、今年は一堂に会してやるので、ぜひ、訓子府の町民の方に見ていただきたいとのご案内がございまして、まだ、中身的には決まっていらないようですが、会場は旧東津野村になるのではないかと思います。まずは、その点では、10 名の実費の 2 分の 1 ぐらいで提案してみることで始まり、予算計上させてい

ただいています。

しかし、今、小林議員言われるように、20名、30名になると抽選するかということにもなりませんので、これは改めてまた議会とも相談させていただきますので、予算を幾ばくかは拡大するなり、それらに対しては、できるだけその時期に行かれないという方たちの願いが叶えるように努力をしてみたいと思います。さらに私自身の中には、例えば、教育委員会にもお願いしようと思っているのですが、若がり学級の修学旅行を確か隔年でやっていますので、今年ということも聞いていますから、役員の方にお許しをいただければ、ぜひ、訪問地として、津野町に行くことも1つに入れてもらえないかという話を、教育長を通じ、お願いしてみようと思っているところでございますので、少しずついろいろなかたちで庶民的な交流と言いましょか、町民交流が広がるように努力をしてみたいと思いますので、また、改めてご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） わかりました。ぜひ、一般の方が、この事業に参加できるように広い門戸を広げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、花嫁、花婿対策について、お伺いをいたしたいと思いますが、この農業担い手推進協議会への期待につきましては、農業者の人たちに夢と希望を持って農業に従事していただく力になると私も思っているところでありますので、ぜひ、協議会への支援を含めて町の考え方の中で進めていただきたいと思います。以前は確か1組カップルを誕生させることによって、何万円かの協力金が出ていたと思うのですが、今もそのような部分があるのかどうか教えてください。

議長（橋本憲治君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（遠藤琢磨君） ただいま、担い手推進協議会の関係で、カップルを成立させた場合の報償について、ご質問ございました。この報償につきましては、平成20年度をもちまして廃止してございます。廃止した理由としましては、昔、担い手相談員、結婚相談員が個々の的に相談を受け、結婚に結びつけた例がたくさんございましたが、ここ数年、個人的に結婚へ結びつけた例が少なくなりまして、その結果、報奨金の支出も数年なかったことから、担い手相談員及び推進協議会の中で、協議をいたしまして、平成20年度より廃止してございます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） ただいまの答弁あった中で、平成20年度で廃止したということではありますが、数が少なくなったから廃止ということではなく、やはり今の後継者、または、農業者全体を含めても、やはり、この制度があることで、ただ、カップルをまとめればいいのだということではありませんが、そのようなものがあって、やはり、訓子府の農業のために俺が一肌脱いでみようという方も中にはおられるのではないかと思いますので、今後、検討し、この制度をもう一度復活させていただきたいと思います。その辺、どうでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 答弁といたしましては、担い手推進協議会の谷本会長を中心にしながら、改めて、また、議員のご意見について、組織内で検討していただき、それを受け止めたいと考えているところでございます。実際には、相談員の皆さんや役員の皆さんが

非常にご苦労をされ、戸別の訪問や調査活動、そして、何とかそのような機会をつくりたいということで、懸命に努力されていることは、今も変わりがございません。実は、この事業は、昭和57年だったと思います。佐藤町政の時に「花嫁、花婿人生相談」「花嫁、花婿相談事業」というのが始まりでございまして、私は、その時の初代事務局長でございました。10年間、担当させていただきました。当時、教育委員会の青年教育担当者であった私が担当していました。当時は、相談員に対し、年間報酬とそれからカップルをまとめた謝礼金として、数万円のお金を払ってきた経緯がございまして。現状もそんなに変わらないと思いますが、お金をもらうことによって、何となく負担感みたいなものがあり、一概にお金を出すことが本当にいいのかなど、なかなか繊細な部分がきっとある。農業後継者のことだから、我がことのようにしてやるという考え方もきっとあると思いますし、この辺のところは慎重にご意見をいただきながら、対応を協議してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） よくわかりましたので、今後、協議会の中で十分議論を尽くしていただきたいと思います。

次に、移らせていただきます。

教育行政執行方針についてであります。

新学習指導要領の内容が、先行実施されている道徳と特別活動では、全体計画や年間指導計画の見直しがされております。

学習の成果を適切に活かすことに努め、学校教育、社会教育の充実を図りながら、第5次訓子府町総合計画の基本目標である「こころ豊かで生きがいあふれるまちづくり」を目指した教育行政の推進に努めるとありますが、よりよい社会の形成者を育成する上でも重要性の高い道徳教育について、お伺いをいたしたいと思います。

まず、1点目につきましては、道徳教育の今後の取り組み方。

2点目、道徳教育推進教師がいると聞いておりますが、本町の現況はどのようになっているか。お伺いをいたします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 教育行政執行方針について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えを申し上げます。

まず1点目の「道徳教育の今後の取り組み方」についてのお尋ねでございます。各小中学校とも、それぞれ学習指導要領に基づきながら推進しているところです。

小中学校では、道徳の時間が年間当り35単位時間設け、だいたい1週間に1単位時間で割り当てられておりますが、道徳教育は、当然のことながら学校の教育活動全体を通じて行うものとしているものでございます。

道徳教育の今後につきましては、学習指導要領に基づきながら子どもたちの道徳心を高めていくことはもちろんのこと、学校や家庭との連携、さらには地域の教育力もいただきながら、取り組んでいきたいと考えております。特に、平成21年度からスタートしました学校支援地域本部事業のスクールサポーターの活動を通じて、大人と子どもたちがふれあう中でもさらに道徳観が高まり健全に育っていくことを期待しているところであります。

今後とも子どもたちが学校や社会の一員として、あらゆる機会を通じて、明るくたくま

しく思いやりや協調性のある人間に育っていける環境づくりに努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

2点目の「道德教育推進教師はいると聞くが本町の現況はどのようになっているか」についてのお尋ねでございます。学習指導要領には、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師を中心に、全教師が協力して道德教育を展開するために全体計画と道德の時間の年間指導計画を作成すると定められております。

本町でも、小中学校、3校において、それぞれ道德教育推進教師を配置し、毎年作成している学校経営計画の作成にも参画し、年間35時間の道德の時間を有効に活用しながら、子どもたちの健全育成のために努力しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） ただいま、教育長から道德教育について、答弁がございました。何点かお伺いをしたいと思います。

現在、年間35時間、週単位で1単位、道德教育の時間が設けられていると聞きましたが、週1時間ぐらいで本当に道德教育の基本になる部分を教えていけるのか疑問をもっているところでございます。先日、居武士小学校で公開授業がございまして、参加させていただきましたが、1、2年生あと6年生が、道德の勉強をされていたわけですが、やはり、本当の基本となる部分で、授業がされていたと思うのですが、やはりもう少し、前向きな教え方ができればと感じたものですから、これも余分なことは言うなということであれば、質問は控えさせていただきますが、その面も併せ、もう少し進んだ教え方で行っていただきたいなと感じております。

それと心のノートというものがあり、道德授業で子どもたちに道德の大切さを教える^{しん}心であると理解しておりますが、実際には、現場でどのように活用されているのか。お伺いをいたしたい。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 道德教育の進め方について、何点かにわたりご質問をいただきました。実は、今、議員の質問が、道德教育の指導要領で定められた核心に触れる重要な要素が含まれていると思い、改めて、聞かせていただいております。そのことは、道德を教科化しなかったわけです。特別活動あるいは領域の中で定義になっております。教育再生会議では、道德の教科化を主張されましたが、文科省の諮問機関である中教審では、今言ったように教科化はしなかったわけです。これはなぜかと言うと議員が言われたように週1コマの年間35時間では、道德を果たして指導できるのかという大きなテーマがございまして、道德は年間の学校生活、学級活動、いろいろなさまざまな活動の中で総合的に培っていくべきだということでもございました。それで教科化を見送り、あえてその指導法について定められたということでもございます。

それと居武士小学校の授業参観を例に出されて、深みが足りないことと心のノートの活用の仕方について、お尋ねがございました。今の道德教育を教科化にしなかったということは、裏を返せば、それぞれの先生に指導が委ねられているということでもあるのです。その点では、教師個々の道德に対する考え方が、そのまま正直言いまして、指導の形に表れてきます。その点では、正直言いまして多少、濃淡が生じていると私どもも認識してお

ります。その1つの例として、心のノートです。ここに現物ありますが、小学校は2学年ずつ3種類、中学校は1種類あるのです。これを私どももたまに開いてみるがありますが、人間個人を高めるとというのが1つの目的です。それともう1つは、人間社会という集団の中で、思いやりも含め、協力し合い社会の中を生きていこうとする、ごくごく普通のこと書いてあります。残念ながら、この心のノートが、私どもの町の教育現場においてもなかなか使われていないという現状にあります。特定の教職員団体が活用に反対しているからであります。このことについては、道教委、文科省でも非常に重視しております。改めて、学校ごとに定める道徳教育計画の中で定められている心のノートの活用をこれからも教育委員会として、学校に指導をしてまいりたい。当たり前のことが書いてあるノートが当たり前のように活用されることを教育委員会としても努力してまいりたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） ただいま、道徳に関しまして、私の再質問につきまして、お答えをいただきました。いろいろ難しい部分もあると思いますが、ぜひ子どもたちには、きちんとした道徳の指導をしていただきたいと思えます。昨日も国歌、国旗の扱い方について、考え方が示されておりましたが、私も国歌斉唱、国旗掲揚には賛成するところであります。自分の国の国旗、国歌を大事にしない国はあまりないと思えますので、子どもたちに道徳を教える立場の人は、十分理解をしていただきたいと思えます。

また、訓子府新報で2ページの1面で式典正常化の不退転の決意を教育長が述べられておられました。このことについては、エールを送りたいと思っております。ぜひ、実行されるようご期待を申し上げます。このことについて、教育長は何か心に秘めているものがありましたら、お伺いいたしまして、次に進みたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（橋本憲治君） 教育長。

教育長（山田日出夫君） 今、お尋ねの件につきましては、私、教育長個人のことでありません。昨日の質問でもお答えしましたが、教育委員会で長い時間をかけ、慎重審議をした後、私どもの言い方をすれば、式典の正常化と表現するのですが、それを粛々とやっていきたいと思えます。秘めたることは全くありません。秘めないために、訓子府新報などの協力をいただきながら、秘めないで町民に教育委員会の仕事の内容を正確にお伝えしていきたいということでありますので、秘めたものは一切ございません。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） わかりました。

それでは、次に移らせていただきます。

安心、安全なまちづくりについてでございます。

耐用年数が過ぎた家庭用の消火器の破裂が全国各地で発生していますが、本町でも過去に農協が、農家に斡旋した経過もあり、まだ回収されないものがあると思えますが、実態はどうなっているのか。

また、火災報知器についてもお伺いをいたしたい。

1として、消火器、火災報知器など設備の設置状況と今後の取り組み方をお伺いいたしたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、小林議員から「安心、安全なまちづくり」に関連して「老朽消火器、火災報知器」についてのお尋ねをいただきましたのでお答えさせていただきます。

最初に最近の火災状況からご説明させていただきますが、昨年度の本町での火災発生件数は3件。1件は専用住宅で、2件は野火でありました。前年と比較しますと件数で半減したものの罹災人員や損害額、焼損面積は増加している状況でございます。

また、全国の火災状況を見ますと5年連続で1,000人を超える方がお亡くなりになっており、特に住宅火災では亡くなった方の約6割が65歳以上の高齢者であり、逃げ遅れで亡くなった方も約6割となっているところでございます。

高齢者人口の増加によりまして、犠牲者を減少させるためにも逃げ遅れを防止する住宅用火災警報器の設置の普及促進、啓発などに取り組んでいるところでございます。

さて、ご質問にあります「耐用年数が過ぎた家庭用の消火器」の回収につきまして、全国で消火器の老朽化による事故が昭和54年頃から多発し、過去10年間で10件、10名の死傷者が発生している状況にあります。

また、昨年9月には大阪市で少年が重傷を負う事故が発生しており、北見地区消防組合では消火器の取り扱いについて、北海道消防設備協会北見支部や各種広報等を通じた注意喚起などを実施するとともに火災予防運動期間にあわせた注意喚起などを実施しているところであります。

なお、ご質問にある過去に農協が斡旋した消火器につきましては、きたみらい農協が中心となり販売会社が毎年所有者を訪問し、粉体の詰め替えや消火器の交換などを実施しているところでございます。

また、その他の消火器の取り扱い説明などにつきましては、設置義務のある店舗などは、北海道消防設備協会北見支部会員の保守点検業務や防火対象物査察の際に行い、設置義務のない一般住宅などは、販売店や各種広報などを通じ注意喚起を促しているところでございます。

次に、火災報知器については、消防法の改正を受け新築住宅につきましては、平成18年6月から、既存住宅につきましては、平成23年6月までの設置が義務付けされたものでございます。

本町の設置状況につきましては、昨年10月に北見地区消防組合で実施しました電話によるコンピューターアンケートの訓子府町内の結果によりまして「警報器を設置している」が39%、「義務化を知っている」が67%、「期限までにつける予定」が63%となっております。

いずれにしましても、アンケート調査と実際の設置状況の乖離はあると認識しておりますので、今後も春、秋の火災予防運動期間の重点項目に設定するとともに、町広報誌や実践会防火査察員予防査察、消防団員による市街地区防火査察、消防職員による高齢者世帯防火診断など様々な機会を通じ広報、啓発活動に努めてまいりますのでご理解を賜りたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 残り5分でございます。

小林一甫君。

5番（小林一甫君） ただいま、消火器関係につきまして、答弁をいただきました

が、やはり、私も農協の斡旋の時に消火器を購入したこともありまして、息子に代が変わったことありますが、農協自体が業者に対し、収集していることがあったのかどうか、わかりませんが、まだ、古い消火器が農機具庫の中にありますので、農家もやはり農協が入って回収するのが筋だと思うのです。そのような消火器も残っているところから見るとまだ相当数が農家にも残っていると思っております。事故防止の上からもぜひ消防などから農協に申し入れ、回収をぜひ取り組んでいただきたいと思います。時間はありませんが、そのことについて、何かありましたらお伺いをいたしたい。

議長（橋本憲治君） 総務課業務監。

総務課業務監（伊田 彰君） 今、再質問いただきました消火器の回収の部分につきましては、基本的には法的な定めはございませんので、今後、注意喚起等々含めて、消防組合から、現在、農協で委託している販売会社等にお話をするための検討をさせていただきます。

また、併せて現在の業者につきましては、ここ10年以上にわたって回収時期でのいろいろ詐欺等の問題もありますので、うちの消防組合の支署のほうに挨拶に来てから回り出すということがございますので、その際も、不足している部分も含めて指導にあたっていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

5番（小林一甫君） 以上で私の一般質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 5番、小林一甫君の質問が終わりました。

ここで、午前10時40分まで暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を継続いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、3番、山本朝英君の発言を許します。

3番、山本朝英君。

3番（山本朝英君） 3番、山本です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして、一般質問を行いたいと思います。

まず、最初に農業基盤整備予算の大幅削減について、何点かにわたってお伺いをしたいと思います。

昨年、国の事業仕分けによりまして基盤整備事業の予算が大幅に削減されました。農家に不安や戸惑いそして切実な声も上がっております。「廃止」「見送り」「削減」などは市町村にも大きな懸念が広がっておりますし、各新聞においてもいろいろな問題が報じられております。そこで北海道は2月5日までに暗渠排水などの基盤整備の有無による、農作物の収量、さらには品質の違いを調べました。「基盤整備の有効性に関する調査報告書」のまとめによりますと未整備農地より収量が25%上回ったほか、湿害が軽減された。品質向上につながったとあります。明らかな効果を確認し、基盤整備の重要性が裏付けられました。中でも大豆が25%、玉ねぎが18%、てん菜が10%増収、昨年夏の長雨と低

温、湿害の被害は、基盤整備の進んでいる我が町でも例外ではなく、特に、まだ未整備農地の冷湿被害が大きな減収になった原因があります。基盤整備は1年でも早く進め、今後、基盤整備の取り組みの必要性、国に対する要請、要望など伺いたいと思っております。

まず、1番目に、昨年第4回定例議会におきまして一般質問の中で「22年度に完了予定の畑総事業は国の仕分けで大丈夫なのか」と町長に正しております。町長は「最終年度でもあり心配ない」と「任せてくれ」との言葉も聞いていることでありまして、我々も安心をしていた。同時にまた、他の情報等も聞いたところ農協、あるいは道からの情報だと思いますが、最終年次の地区は、これは問題ないということで、本当に安心していたのです。ところが我々には年明けに、このような情報が流れてきたのです。本来は、12月末にその削減を公表した。我々のところには年明けということで、年明けから各町村がこの調整に大変苦慮したということでございます。そのようなことがあったので、その経緯等についてお伺いしたいと思います。

2番目に、もし、今年残った事業が2年にまたがるのか、3年になるのかはわかりませんが、残ったということになりますと来年度で事業が完了できるのか。非常に不安な部分をもってあります。その関係についても農業を営む者は、大変心配しているということがあります。これは、後ほど出てきますが、負担割合やいろいろなことがありますので、心配が多い状況下にあります。

3番目には、今、パワーアップ事業で補てんされている部分があります。このパワーアップの分については、6.25%を道と市町村で分けている状況になってはいますが、このパワーアップが継続されるのかどうか。これがもし、されないとするならば負担率が相当に上がってくるという心配が一方にあります。

まず、この点について、町長の情報等々含めてわかれば、その点を伺いたい。

それから、今、関連しますが、23年度以降の事業負担割合です。これは、誰もが新聞であれだけ報道されているわけですから、農業基盤整備予算を所得補償に回すのだという国の方針でありまして、将来は切ろうとしていると思いますが、その中で、この事業の今52%の国の事業負担。それから道が28%。町が6.25、これはパワーアップの分、道は、その28%にパワーアップ6.25かぶりますから、道は34.25の負担になることで、受益者は今のところ7.5ですが、このパワーアップがもし廃止あるいは見直しということになれば、これまたここも大きな心配のところなのです。その点についても、わかる範囲でご答弁をいただきたい。

5番目に、これは新聞報道にもありましたが、3月で期限が切れるはずだった「過疎地域自立促進特別措置法」の延長は、昨年だったと思いますが、民主党が例外を認めるということで延長になった。過疎の我々の地帯では、この法律が廃止された場合、大変なことになるということは言うまでもありません。この例外措置というのは、何年ぐらいをみているかについても、お伺いしたいと思います。

6番目に、新聞報道では、基盤整備予算で上京要請に道の高橋知事を先頭にJA道中央会、道農民連盟あるいはその他5団体が基盤整備の重要性を訴える方針という新聞報道もありました。その要請をした経過といいますか、多分、町長には情報が入っていると思います。また、町長も一方で独自に要請をされていると思いますが、この状況をわかればお伺いをしたい。

7番目に、農業新聞の中に基盤整備の事業費大幅削減で、道は応急手当をするとして、暗渠排水整備などを進める「緊急農地排水対策事業費」12億7,000万円の多額な金額を盛り込んだ予算を可決したようですが、この巨額の金額であっても、国の予算が削られるとどこにも追いつかないような状況にあるそうでございます。その道の緊急農地排水対策事業費は、地元などには、おそらく負担は相当大きくなると思うのですが、これがどのようなものなかわかればお伺いをしたい。

まず、この点でお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま「農業基盤整備予算の大幅削減による今後の対策は」との7点のお尋ねについて、ご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の「昨年第4回定例議会において、畑総事業は最終年でもあり、心配ないとの答弁だったが、今年1月に削減と言う経過になったことの流れを伺いたい」とのお尋ねでございます。平成22年度の国の農林水産予算の概要が、昨年12月末に公表され、また、今年1月19日に国と北海道の概要について、北海道から説明がございました。

その内容は、国の農林水産予算の農業農村整備分が前年度対比約63%削減、北海道は、約53%削減する予算の概要となりました。道内で道営畑総事業が完了する地区で、事業費が1億円以下の地区は、事業完了となりますが、事業費が1億円を超えている本町の2地区につきましては、事業期間を延長する旨、北海道から説明を受けたところでございます。

このことは、昨年の政権交代によりまして「コンクリートから人へ」の政策の転換が図られ、その1つとして農業基盤整備事業予算を削減し、一部を新規事業の戸別所得補償制度に振り向けたことが考えられるところでございます。

次に2点目の「もし今年残った事業は23年度に完了できるか」とのお尋ねでございますが、平成22年度から農業農村整備予算の削減がそのまま続きますと、現時点では、平成23年度についても2地区が事業完了できるかどうか厳しい状況と思われまます。

次に3点目の「道のパワーアップ事業は、今年までと思うが」とのお尋ねでございますが、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業第3期パワーアップ事業は、平成18年度から始まり、5年間の事業期間ですので、お尋ねのとおり平成22年度に終了いたしますので、今後の整備計画、方法がどのようになるのか推移を注視してまいります。

次に4点目の「23年度以降事業負担割合はどうか」とのお尋ねでございます。平成23年度からはパワーアップの負担軽減措置がなくなりますので、いまだに不確定な面もありますが原則的に道営畑総事業の負担割合は、通常の国費52%、道費28%、そして受益者負担20%となります。

次に5点目の「3月で期限がきれる過疎地域自立促進特別措置法の延長はいつまでか」とのお尋ねでございます。現在国会で審議中ではありますが、平成22年度から6年間、平成27年度まで延長となる見込みでございます。

次に6点目の「新聞の報道によると農業関係5団体等が上京要望し、基盤整備の重要性を訴えるとあるがその後の状況を伺いたい」とのお尋ねでございます。町または町内の農業関係団体等が行っています要望につきましては、町として把握しておりますが、北海道

やＪＡ北海道中央会などが行っています要望につきましては、農林水産省の佐々木政務官に北海道知事等が農業基盤整備の必要性を強く要望したなど新聞等の報道以外は、把握してございません。

なお、町内の農業関係団体等が実施しました要望につきましては、１月１９日、北海道からの予算説明を受け、２月４日には２地区の畑総事業促進期成会会長が、松木代議士の札幌事務所や日下道議、高橋道議に対し、要請を行って来ております。

その後につきましても、訓子府町農民連盟が、民主党北海道本部や松木代議士に対し、要請を行っているところでございます。

次に７点目の「緊急農地排水対策事業１２億１，７００万円の新規事業について伺いたい」とのお尋ねでございますが、この緊急農地排水対策事業は、去年の天候不順などによる被害の解消のため、平成２２年度の単年度事業として、暗渠排水、心土破碎の２工種に限定し、きめ細かな農地排水対策を行うことを目的とし、北海道が事業主体となって、補助率７５％の単独補助事業を実施するものでございます。

また、その財源は、国費分が削減されました道営事業の道費分の予算を振り替えた事業となっております。

そのほか、平成２２年度から基盤整備を含む国の新たな事業としましては、農山漁村地域整備交付金が創設され、北海道にも１５３億円が配分されている事業がありますが、その事業の内容につきましては、現時点では内容が不透明な状況でございます。

本町にとって基幹産業である農業は、農家への所得補償にとどまらず、年次的に計画的に基盤整備を推進することは、もっとも重要なことと認識しているところでございます。

町としても東部地区・南部地区道営畑総事業が、平成２２年度に何としてでも事業が完了するように積極的に農業関係機関や団体そして北海道、管内の市町村、農業者とともに連携を積極的にはかりながら、国や各政党、地元選出議員に働きかけを行っていきたいと考えておりますので、議員各位のご理解とお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

３番（山本朝英君） やはり、どこから聞いても厳しい話しか出てこない。国のことですから町長にいろいろと言っても、これは、なかなか簡単なものではないと重々承知の上なのですが、ちなみに、前段申し上げたように全道１、２と言われるぐらい我が町は、畑総事業を進めていただいたということは、再三この場で申し上げております。去年の農業所得で言いますと非常に大きな湿害や何かを受けておりますが、我々一般的に、あれだけ低温で湿害を受けたことで、相当減収になっていると感じておりました。この中に、道の調査で、玉ねぎの増収が１５％ということなのですが、ちなみに訓子府でその湿害の受けた方に聞き取りをしましたところ、やはり１０アール２基という人が相当いるのです。これは、やはり水はけが悪い。特に、水田跡地などが多いのですが、その人たちの話を聞きますとＬ玉はほとんどなくＭ以下だった。それが大体１０アール２基という数だと思えますが、そのような人が相当いる。特に、訓子府はまだいいのですが、ほかの地区は、掘りもしないで取らずに踏んで良いところだけ収穫したところもありまして、そのようなところからみるとまだ訓子府は恵まれたのかと思います。しかし、やっと今年で終わる畑総事業でしたから、その未整備のところで大きな被害を受けたと判断せざるを得ないと思いま

す。ちなみに農協の販売の売上などの話を聞きましたところ、畑作では、一昨年の降雹被害の分がありまして、昨年に出ている追加金がない。あるいは降雹被害によって、我慢し一生懸命管理したのだが、病気でだめだった。大幅な減収があった。そのような状況の中にありながら、馬鈴しょ、玉ねぎの価格で、昨年の分は、相当傷んでしまった人が多くいるようですが、やはり、基盤整備の必要性は、さらに昨年は感じたところだと思います。その金額が一昨年より少ないと思いましたが、調査をしましたところ、畑作で玉ねぎなどの一般を含めてなのですが、103億6,000万円。そして、酪農が28億4,900万円。合計で131億5,000万円と過去に例のないような状況にあり、所得が上がったことになります。もし、この未整備地区がある程度進んでいたとしたら、相当の農業所得になっていると逆にそのような判断をしました。やはり、この暗渠などの基盤整備は、いかに大事かということを感じさせられました。そのようなことからいきまして、町長と我々も、多分、期成会とかいろいろな人たちの意見等々の話も聞いていると思いますが、やはり畑作というのは、ローテーションになっていますから、できるだけ小麦のところに、その年をもっていけるような作付に合わせているものですから、年次がずれますと小麦のあとにはビートが入っており、その後が馬鈴しょになるものですから、秋遅くなってしまうことなどがありまして、組み換えすることが非常に大変だったと思うのです。そのようなことから考えるとやはり、何とか少しでも早くする。我々が箇所付けなんてことは言える立場ではないですが、本当に裏で箇所付けをしてほしい。場所によっては、計画より多く付けたところもあるとの新聞報道でもありますので、そこまではいかなくても少しでもそのようなことができないのかと感じもするわけです。そこで一番、今後、次にありますように、今年度で終わらなければ、今度は23年度になった時に、負担割合が変わってくるようになるため、今後、どのような対応をしていかなければならないのか。例えば、そのような最悪の時に、何かいい方法が町長の頭の中に、もしあれば伺いたいのですが。今、判断がつかないというのは十分わかるのですがいかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ご質問されている山本議員については、私以上にこの問題を非常に熱心に議会の一般質問時には、必ずと言っていいほど私どものある意味での激励やあるいは至らなさも含め、ご指摘いただいている議員でございますので、私がこと細かく中身を説明するような状況ではないかもしれませんが、一般的に申しまして、ご指摘のように農林水産予算で2兆5,600億円の21年度の予算が2兆4,517億円になったことからいくとおよそ1,000億円削減されてきているが、果たして総体で農業全体をどう考えていくのか。さらには、農業基盤整備でいいますと5,772億円が2,129億円に減らされた。すなわち、3,000億円ほど減らされているということが、金額的な移動だけで見ますとある意味では、所得補償にまわったのではないのか。その勢いが基盤整備に対する被害といえますか、非常に厳しい現実が、特に、大型の農業経営をする北海道にはもろに被さってきている。特に、訓子府町は議員もご指摘のとおり、道内でも1、2を争う予算を過去から投入してきたこともございますので、その点でいくと担当している農協職員の方、そして、農林商工課を中心にしながら、職員も非常に苦慮している状況でございます。私自身に振り返ってみますと昨年末については、ある意味では様子を見る状況もございましたが、非常に厳しいことが大体わかってまいりましたので、ある意味では

網走支庁にいち早く要請し、先ほど議員もご紹介いただきました基盤整備事業の成果として、道内、特に、十勝と網走管内でどんな状況でやったところとやっていないところの差がどのくらいあるかの資料を取り寄せ、道庁、それから国会議員、道議会議員も含め、歩きながらその中身を説明し、1月下旬には、知事へ直接、知事自身が北海道農業の今おかれた現状のために、先頭へ立ってほしいことを私は、主張しお願いをしたところでございます。その結果があったかどうか全道的にそのような声があったこともありまして、知事はこの資料を佐々木政務官にぶつけたようでございます。やったところとやっていないところの差が十勝、特に網走を中心にしながら、どれほど差がすごいのか。基盤整備事業は、コンクリートと言われがちですが、そうではないということも含め、高橋知事は訴えたようでございます。

しかし、実態的には、佐々木政務官からは、具体的な回答を得られなかった状況でございますし、管内的には土地連を中心にしながら、私自身も理事でございますので、何とでも農協あるいは町村会、市長会も含め、直接、民主党やあるいは小沢幹事長に意見を言う。声をあげなければだめなのではないかということはこの1、2ヵ月間は一貫し、管内で主張し、道庁に行き主張してまいりました。おかげで「すっぽん町長」と道庁農政部では言われているようでございますが、しかし、それほどやはり大変だ。2月に所得補償の担当課長も来庁したので、後でも出てくると思いますが、例えば、湿害対策として、今説明しました道庁が行う「緊急農地排水対策事業」は、4分の1地元負担で、知事は道単費で受益面積おおむね10ha以上の基盤整備事業を道単費でやるというお話でしたが、今まで6.25%の負担から25%の負担を求めることが道の施策なのか。むしろ22年度でやり残し、23年度にまわった分のパワーアップも含め、北海道は、北海道農業をどうするのかという観点で、責任を持った施策を打ち出すべきではないかと私は、支庁幹部と本町幹部にも先般、町村会にこられた道庁職員にもお話をしました。私の立場では答えられません。気持ちはよくわかりますし、そのとおりだと思いますが、答えられませんというのが、今、北海道のおかれている状況ではないか感じております。議員ご指摘のように、畑総整備につきましては、輪作の問題等もあり、深刻な問題であることも網走支庁、中部耕地出張所、調整課、道庁は百も承知であるが、手の打ちようがないのが今の状況でございますので、北海道土地連を中心に各関係団体へ呼びかけて、請願を今回、山本議員が紹介議員として、今議会でも提案されておりますが、各省庁、国会議員に対しても地元の声を積極的にあげていくのが現時点の状況でございますので、現時点の大まかなことで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

3番（山本朝英君） 同じ関連の話ばかりですから、いろいろ飛んだりするかもしれませんが、その点ご了承いただきたいと思っております。

先ほど出た道のパワーアップは、今年で終わりということなのですが、この継続性について、道はどのような考えなのですか。これも全くわからないということなのですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 答えられないということです。答えられないということは、必要性は痛いほどわかっているが、やりますとは言えないということで、ご理解ください。

それから箇所付けの問題がございまして、国会でもずいぶん話題になりました。どこと

どこをやるのかも含め、許してくださいというのが、ついこの間の土地連で、道庁幹部から私が説明を受けた中身でございますので、状況的には道も大変厳しく、やるとかやらないとかも言えないということです。私どもが今やらなければいけないのは、管内、全道的な声をあげていくこともさることながら、少なくともパワーアップの22年度分が、23年度に延びたとしても、その実施に向けて一層声を大きくしていくことしか今のところではないと考えているところでございます。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

3番（山本朝英君） どんどん政治的な話になってくるのですが、一番被害をこうむるといいますか、そこがやはり昨年の大きな湿害で皆が大変心配しているところなのです。このパワーアップがなければ、大変なことになる。半端でないという考えを持っています。ぜひ、この関係については、せめてそのやり残しの分ぐらいまでは、このパワーアップを継続してほしい。ぜひ、強い要望を道に対して、ぜひ、していただきたいと思っています。

それから今、町長からもお話がありましたように今、政権交代され、今までですと地元代議士を使って復活折衝させた経緯もありますが、今は地元議員もこれ以上は私ではできません。だから幹事長のところへ行ってくださいということですが、窓口はあけてくれるのだと思いますが、最悪の場合、町長が、幹事長へ窓口を開いてもらい、乗り込むぐらいのことをひとつ考えてはどうですか。厳しいと思いますが、ぜひ、現場の声を訴えてほしいと思っています。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 実は、先般、私の家に松木代議士に来ていただくというお話をしておりました。国会議員と言えども、農業の細かなことを把握しているかは別問題でございます。良い悪しは別として、今、山本議員が言われたように連作せず、小麦とビートとじゃがいもの順番と時期の問題等々含め、なかなかわかっていないということも含めて、私は地元の町長として、率直に松木代議士へお話をさせていただきたいということで約束をしておりましたが、残念ながら、前日になって来られなくなった。石川議員のことがあり、来られなくなったということで、2つ要望をしておりました。1つは、今の畑総の問題です。もう1つは、昨日もお話しましたように緑の分権改革の予算要望の2点を私は、松木代議士の札幌秘書を通じてお願いをしておりましたので、何としてもこの話をしたいということを申し上げましたところ、この2点については、直接、幹事長室へ持っていきたいと代議士からの回答でございました。そのことが功を奏したのかはわかりませんが、緑の分限改革については、ほぼ9割の予算がつかしました。この間、電話したら、松木代議士が出ましたので、緑の分権改革についてはお礼とそれから、議員会館の秘書に代わりましたので、私は緑の分権改革については、感謝を申し上げ、もう一方で、後は畑総の話をしました。向こうは何も答えませんでした。きっと地元秘書の話も聞いても、かなりあちこちからいろいろな声があがっているようでございますので、地元選出の代議士は、もちろんですが、そのような農家の方々が大変厳しい状況に、おかれていることについては、理解していると私自身は感じております。今、山本議員が言われるように直接、幹事長室へ乗り込むべきではないかとのことですが、意気込みは持っておりますので、これは、私がスタンドプレーをすることが、町村会の中でいいのかどうかということもありますが、いずれにしても、私は3月に本当は行こうと思っていたのですが、4月に

でも小沢幹事長のところへ行くかあるいは何らかの形でアクションを積極的に起こしながら、基盤整備事業のあるいは22年度の道に対する国費分の復活も含め、補正できないかということを通直に声を届ける努力をしていきたいと思っておりますので、実現ができるかどうかは別といたしまして、声を届けてまいりたいと感じているところでございます。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

3番（山本朝英君） 国の関係ですので、あまり強く町長にきついことは言えないというような感じもしますが、ぜひ、地元の強い希望を国に伝えてほしい。今の情勢の中では、やはりトップダウン方式なので、頭から行くしかない。町長も道や町村会の中で上のほうにいるようですから、抜け駆けは、しにくいことはよくわかるのですが、我々農業者にとっては、昨年はある程度価格で支えられた分もあるのですが、これが平年ですと大変なことになっていると考えた時に本当に胸が締め付けられるような感じがするわけです。ここへ到達するのに例えば、この所得補償の関係は、通告書にはないのですが、概算で、もし我々や北海道は、所得補償が、今のところあまり馴染まない。特に、水田がないこともあります、畑総を削られるのはもっとつらい。所得を割った1万円か2万円の金で畑総を切られるのなら、もっとつらくなるのだと思います。ただ、その中で、新聞報道にもありましたように、所得補償に切り替えることで、旧制度と新制度になった時、122億円ぐらいが北海道と思いますが、道予算での試算は出ているのですが、単純にでも結構ですので、もしなった場合、訓子府をみた時にどのぐらい予測していなければいけないのですが、多分していると思っておりますので、お伺いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） ただいま、戸別所得補償の関係でご質問をいただきました。一般の畑作については、平成22年度も現状の水田、畑作経営所得安定対策が続くことで、ご理解をいただきたいと思います。

それと水田に関しましては、今回、モデル事業としまして、平成22年度からは、反当たり1万5,000円が付くこととございます。これにつきましては、現状、何もなしどころに上乘せされるものですから、プラスの要素で、面積にして約75haということとご理解をいただきたいと思います。

それと問題は、転作の関係になります。当初、新聞報道されておりましたものから大幅に改善されてきておまして、まず、単価で申しますと小麦につきましては、10アール当たり3万8,000円になっている。大豆につきましても3万8,000円。飼料作物が3万円。その他の作物としまして、てん菜、豆類、これは大豆等を除きます。それと馬鈴しょ、でんげんを除く馬鈴しょですが、これらが反当たり1万5,000円。野菜、花き、果樹関係が反当たり1万円。主力増進作物やその他の作物として反当たり4,000円の単価で、北海道の共通単価として、現在決定されたと情報が入っております。この金額で本町の転作面積に置き換えますとトータルで言いますと約1,500万円ぐらいの減収になってございます。ただ、今、国では、これらの激変緩和として、本町につきましては、一律2万円を今まで転作関係の奨励金が出てございました。その他に小麦については、2万円プラスと作物加算で1万1,919円になり、合計が3万1,119円の価格になる。そのような多少のプラス部分もございましたが、この激変緩和の部分につきましては、まだ、全く白紙の状態です。いろいろ報道はされているのですが、まだ、未確定と

いうことで、先ほど言いました1,500万円からみますとかなり、これが実現すれば当面は何とか現状を維持できると理解はしてございます。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

3番（山本朝英君） 何と言っても、どこも厳しいと言うので、答えられないことが多いのが現状だと思います。今後に向けて、ぜひ菊池町長にお願いしたいのは、この農業の町、訓子府をしっかりと守っていく意味から、あらゆる手段を講じながら、この基盤整備等について、予算の確保へ向けて、さらなる強い努力と協力をいただきたいと思いますが、最後に、これ以上続けても、国会や道に行かないと進みませんので、一言最後に町長をお願いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員がご心配されているように平成22年度の最終年度を迎えるはずであった部分が23年度にずれ込む。あるいは24年度にずれ込む可能性もあると聞いておりますので、少なくともできるだけ22年度までに終わられるように追加あるいはパワーアップも含めて、農家の方が安心して整備ができるような努力をまず1つはしていきたい。昨日、工藤議員からご指摘がありましたが、農業振興施策をどのように考えるかということであります。現在、畑総は、次の計画アンケートを取って、非常に多くの方から、暗渠やいろいろなことに対する希望が多い、負担率20%の状況でも非常に希望が多いことで、農家の方たちからの基盤整備事業に対する要望が大変強いことは理解しているつもりでございます。24年度まで今の計画が、もしずれ込むこととなりますと新しい計画も自動的にずれ込むなど、いろいろな問題が出てきます。それから、本当に所得補償だけでいいのかという問題です。一律全国10アール当たり1万5,000円の限度額というやり方が本当にいいのかも含め、かなり私の感じるところでは、ブレやいろいろな見直し等が出てくるのではないかと考えています。それから、この基盤整備事業も平成23年度予算に向けて、やはり現時点では、基盤整備は、かなり落ち込んでいますが、これでいいのかという議論も含めて出てくる。そのようなものを見極めながら、私どもの町が農業発展のために農業基盤整備を確かな支えとしていくための努力を今後もしていきたいと考えておりますので、一層のお力添えとご協力をお願いしたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

3番（山本朝英君） まず、1番目は、やはり23年度でこの事業を完了させることにまず全力投球していただき、農業の町、訓子府をしっかりと構築できるように、さらなる努力をお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 3番、山本朝英君の質問が終わりました。

これにて、一般質問を終了いたします。

日程の繰り上げ

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の日程は終了いたしました。会議時間が相当残っております。

議会運営委員長から委員会で報告がありましたように、一般質問が早く終了した場合、順次日程を繰り上げて審議することとしておりますので、この際、日程を1日繰り上げたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、日程を1日繰り上げることに決定いたしました。

予算審査特別委員会設置

議長(橋本憲治君) お諮りいたします。

平成22年度各会計予算及びこれに関連する議案を審議するため、議長を除く議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第35号、議案第25号から議案第26号、議案第29号、議案第22号、議案第20号及び議案第11号から議案第17号までの各案を付託することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、議長を除く議員を予算審査特別委員に選任し、特別委員会に議案第35号、議案第25号、議案第26号、議案第29号、議案第22号、議案第20号及び議案第11号から議案第17号までの各案の審査を付託することに決定いたしました。

休会の議決

議長(橋本憲治君) お諮りいたします。

予算審査特別委員会の審査のため、ただいまから付託案件審査終了までの間、休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいまから予算審査特別委員会に付託した案件の審査が終了するまでの間、この定例会を休会とすることに決定いたしました。

散会の宣告

議長(橋本憲治君) 本日はこれにて本会議を散会いたします。

ご苦労様ございました。

散会 午前11時30分